

## 第2章 市議会及び市議会議員に関する規定について

### (市議会議員の政治倫理)

(市議会議員の政治倫理について規定する。)

#### ●さいたま市議会

議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。

2 議員は、毎年、資産等の公開をしなければならない。

#### ●広島市議会

議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。

#### ●長野市議会

議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

#### ●制度等検討会

##### ○静政会（案）

議員は、市民の代表者として、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務を課せられていることを自覚し、品位の保持に努めなければならない。

##### ○自民党（案）

議員は、市民の代表者として、市民の信託に値する倫理性を自覚し、人格と倫理の向上に努めるとともに、議員に対する市民の信頼の確保に努めるものとする。

#### ●あり方研究会

議員は、市民の代表者として、市民の信託に値する倫理性を自覚し、人格と倫理の向上に努めるとともに、議員に対する市民の信頼の確保に努めるものとする。

協議事項

(市議会議員の政治倫理)

市議会議員は、